

憲法89条とNGO

－NGOへの資金助成 違憲性を越え、新たなビジョンを求めて－

下 澤 嶽

憲法89条とNGO

—NGOへの資金助成 違憲性を越え、新たなビジョンを求めて—

The article 89 of Constitution and NGO : Funding NGO - Seeking for a new vision beyond the unconstitutionality

下澤 嶽

文化政策学部国際文化学科

Takashi Shimosawa

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿は、行政府が民間の非営利組織に資金助成を行うにあたって憲法89条に対する違憲性を争うこれまでの議論、またNPO法（特定非営利活動促進法）以後に展開されている憲法89条の解釈のあり方をまず整理する。さらに、憲法89条の「公の支配」がNPO・NGOへの資金助成への制約としてどう発生しているか概観し、特にNGOへの資金助成を批判的に分析し、NGOの主体性を保持しつつ、公費の濫用を防ぐための未来の関係と制度のあり方を探る。

This paper is the report on the previous discussions of the unconstitutionality of Article 89 when National Government and Local Governments provide funds to private nonprofit organizations, including the discussion after the establishment of the Act on Promotion of Specified Non-profit Activities. In addition, it observes how the "the control of public" of article 89 influenced on government funding system to NPOs & NGOs, specially NGO funding system is critically analyzed. The ideal relationship and funding system which preventing misuse of taxies will be explored, sustaining NGO independence.

1 問題意識の所在

日本国憲法89条（以下89条）は、以下のように定められている。

「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

「おかしいな」と思うのは、私だけではないだろう。

政府が宗教団体へ資金提供する例はあまり聞かないが、慈善団体、教育団体には多くの補助金、助成金が出ているのではないのか？という疑問を持つ人がたくさんいるのではないだろうか。社団法人、財団法人はこの「慈善団体」にならないのか？これまで政府は社団法人、財団法人に補助金を出してきたが、これは違憲なのか？これまで行政府（ここでは政府や自治体）は、公益法人、民間のボランティア団体等に資金助成をしてきたし、むしろそれは増加し続けている。

明治憲法には類似の条項はなく、戦後憲法で初めてこの条項が組み入れられた。この条項は、国家が財政面での政教分離の徹底、税金の濫用の防止などを目的とする規定として定められたものとされ、宗教団体や慈善、教育に関する民間の団体（公の支配に属しない団体）の事業に、公金を出してはならないと定めたものである。

筆者の研究報告は、89条の解釈をめぐる、行政府のNPOやNGO¹への資金支援をめぐるどのような議論があったのかを整理し、最近の議論の動向と方向性を把握するためのものである。

行政府のNPO、NGOへの支援は実態として拡大し続けている。そのかわり方の様相は多様である。片方で、事

業のオーナーシップやNPO・NGOの主体性の確保、それを保障する契約形態、公費濫用を防ぐための指導や評価、情報の公開等については統一性をもったルールがまだない。時として、コストダウンを計るためにだけNPO・NGOを活用し、国民からの批判を恐れ委託契約という形でオーナーシップを手放さない行政府の態度も見受けられ、これらはNPO・NGOの健全な成長を妨げる可能性がある。こうした問題群の背後に、89条の存在がどのように影響を与えているのかを考えることに筆者の問題意識がある。

89条は、前半部分の「宗教上の組織」へ公の財産を供すること、後半部分の「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」へ公の財産を供してはならない、の二つの構成に分けて考えられる²。

後半の部分の「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」は、現在のボランティア団体、NPO、NGOなども対象になりえると筆者は考えている。ここでは特にNPO・NGOへの公の資金援助が憲法上どう解釈されるのか、その議論を整理していくことが目的である。ここでは後半部分の「慈善、教育もしくは博愛の事業」の議論のみを研究の対象としたい。

2 89条が成立した背景と論点

この憲法が生まれてきた背景は、天皇を中心に置いた国家神道と一体化した戦前の政治構造と決別し、政教分離を財政的にも明確にする目的があった。

しかし、慈善、教育、博愛の団体への公的資金も排除すべきとなった背景には、不明瞭なところがまだ多い。後段部分のこれまでの解釈議論を見ていくと、1) 教育等の民間事業の自主性を確保するため公権力による過度の干渉を除く趣旨であるとする「自主性確保説」、2) 公費の濫用

を招かないように民間事業を的確に監督すべきことを要求しているとする「公費濫用防止説」、3) 政教分離原則を補完し、特定の宗教や思想信条に対する国の中立性を確保するという趣旨であるとする「中立性確保説」の三つほどに整理されるのではないか。これまでの議論は、これらの組み合わせで展開されており、解釈の幅と組み合わせがそれぞれ異なっているだけのようなのだ。

福祉行政の視点からは、多少異なった見解が見受けられる。当時GHQは、戦前の社会事業法に見られた民間への一時金の補助が、戦後復活しようとしていると感じていた。民間の社会事業施設は、財政上の援助を必要としているとはいえ、政府が社会福祉に対する責任を、資金助成することによって民間に責任を転嫁する傾向にあり、これまでの温情的な補助制度を抑制するための規定が必要であり、作られたという解釈も見られる³。

3 私学助成違憲論争の現在の着地点

政府から市民団体への資金の流れで最初に違憲性が問題になったのが、文科省が行っていた私立学校振興助成法による、私立学校への助成事業であった。

市原市が行った私大付属病院建設用地取得のための公金支出等が89条から考えると違憲であると問う裁判で出された千葉地裁の判決がその後も大きく89条の解釈のあり方に影響を残している。

1986年5月28日のこの千葉地裁の判決は、憲法19条（思想・良心の自由）、20条（信教の自由と政教分離）、23条（学問の自由）、25条（生存権）、26条（教育の権利）と関連づけて、その目的・効果等を総合的に勘案して決すべきという立場をとり、さらに「公の支配」とは、国や公共団体が人事、組織、予算等にまで支配している必要はなく、それより軽度の法的規制を受けていることもって足り、教育基本法、学校教育法、私学法等の教育関係法規によっても規制を受けている、という判断にいたっている⁴。日本政府も、これに近い立場をとっているとされる⁵。

つまり、私学助成を継続することを適正とした裁判所、政府の89条解釈の組み立てを整理すると以下のとおりになる。

- (1) 89条を前段と後段に切り離して考えることを前提とする
- (2) 89条以外の憲法条項（学問の自由、教育権、生存権等）と組み合わせて教育の保障を考えると、私学を支援することは憲法上必要であるとし、その上で89条の制約範囲を読み取る
- (3) 「公の支配」は民間教育団体の人事、組織、予算まで支配することではなく、公費が適正に使用される監視体制であると「緩やかに」読み取る
- (4) 私立教育団体の設立と運営を規定する各種法律によって、関連組織は「公の支配」を受けていると理解する

議論が決着したということではないが、おおむねこの見解の上に私学助成金の制度は落ち着きつつあるといえる。私学助成におけるこの判決は、社会福祉団体・公益団体へ

の補助金、助成金の場合にも当てはめて議論されることが多く、依然大きな影響力を残している。

4 NPO法人に対する89条の見解

1998年にNPO法（特定非営利活動推進法）が施行された前後で、行政からNPO法人への資金助成のあり方と89条との整合性に関する議論の場が多く見受けられた。市民活動の中核を担うNPO法人に対して、行政府が資金援助を展開する可能性が高く、それを89条に照らしてみても問題がないか、そのために各都道府県や関係機関がどう対応すべきかといった、議論の整理の必要性が浮上したからだと思われる。

この頃の議論の中で、吟味しておくべき論点は、横浜市市民活動推進検討委員会の報告書、そして松下啓一の論文の二つがよい例かと思われる。

まず横浜市市民活動推進検討委員会（以下検討委員会）の見解である。

この検討委員会は、1997年10月に横浜市によって設置されたもので、8名の専門家によって構成され、1999年3月に報告書を提出している。この中で89条について一定の見解と視点を提供している。

公費濫用を防止することが89条の目的であれば、25条（生存権の保障）、26条（教育を受ける権利）の規範と整合し、市民活動の自立的・自主性を前提とした「公の支配（the control of public authority）」としては、公の財産の使用された事業に関する報告・検査など、「公費濫用を防止するための行政による行政上の監督」が必要であるとする見解を述べている。

さらに踏み込んで、日本社会の文脈では、「公」はそもそも行政府だけを指すものでなく、「社会の人々の集合」といった意味も含まれる。よって「公」とは行政と市民がともに主体となるものであるといった見解を示している。これらを踏まえて、行政が市民活動を支援する場合、以下の3つの条件が整っていることを前提とすると結論づけている。

- (1) 公金支出等の対象となる市民活動が社会的公共性をもつこと
- (2) 公金の支出及び公の財産の利用に供された事業に関する報告、検査など「公費濫用の防止のための処置」がとられていること
- (3) (1)、(2)を担保するものとして、市民活動及び行政に関する情報が公開され、市民が誰でもその情報に接して内容を確認できるようにすること

以上の3つの要件を満たせば、89条に対して違憲性はないと解釈している。

5 松下啓一の見解

松下啓一は横浜市で26年間政策づくりを担当し、現在は、相模女子大学人間社会学部の教員として勤務している。地方自治の専門家である。彼の論点をまとめると、以下のとおりになる。

まず松下は、89条は、国家による市民団体への干渉排除・自主性確保の面と、公費濫用の防止の両方の趣旨をもっていると考え。また前提として、1998年に施行されたNPO法人（特定非営利活動法人）も、89条の慈善・博愛、教育活動の団体にあたる判断している。

その上で、「公の支配」を人事、事業内容、財産について公権力が指導干渉することで可能とする私学助成のような「緩和説」、また国の法的規制に服していればよしとする「法的支配説」では不十分とし、本条の趣旨である干渉排除、自主性確保からも「お金を出しても干渉をせず、自主性を侵害しない」道をさぐる事が重要で、本条のもうひとつの趣旨である公費濫用のためのコントロールの両方とのふたつを両立させることが望ましいとしている。また、公金支出を89条のみで判断するのではなく、他の条項を合わせて体系的・総合的な解釈を行うことも必要と主張している。

結論として、NPOに対する公的助成は「公の支配が成立していること（不当な干渉をせず、私的自由を侵害しないように配慮されていることおよび公費の濫用防止システムが確保されていること）」ならびに、「NPOの役割、公的助成の目的・効果等を総合的に勘案して公的助成を行うことが妥当であること」の両者を満たすことが必要としている。

最後に、NPOに公的助成を行う場合の基本的ルールを、各自治体がNPO条例としてまとめることを推奨しており、その重要なポイントとして以下の点を挙げている。

- (1) 助成の基本理念は、「自主性・自立性」、「公平性・公平性」、「透明性・公開性」である
- (2) NPO活動の自由と干渉の恐れとの調和であり、その調整をアカウンタビリティと公開性で行う
- (3) 条例で団体の登録制度を設け、公的助成を受けるには、そこに登録されていることを条件とする。登録によりNPOの社会的信用力を強め、補助や寄付をうけやすくする
- (4) 助成情報の公開システムの確立
- (5) 選考において市民の参加を促進する
- (6) 助成結果の公表と効果測定の実施

また、地方自治体の職員がよく利用している「洋々亭フォーラム—地方公務員のための法務・実務を考える地方自治」というウェブ・サイト⁶のなかで、89条についての討論が2007年9月に何度かされており、その中で松下は、以下のような見解をさらに明らかにしている。

「89条後段の立法趣旨、(1)団体への干渉を防止し、私的自由を守る、(2)公費の濫用を防止するというのは合理性があります。とすれば、この2点をきっちりと守った金の出し方をすれば、89条違反というべきではないし、少なくとも、そのような制度設計をするのが政策論の役割ではないでしょうか。」

「NPOも公共主体という立場にたてば、政府もNPOも、公共のルールに服しなればいけないのではないか。この考え方は、『公の支配＝公共ルールに従うこと』と理解するものです（公＝公共ルールとするものです）。このように考えると89条後段の趣旨を踏まえた公共ルールを遵守するところには、金を出せるし、そうでないところには金

を出せないということになります。これはNPOだけでなく、政府の支配に属する外郭団体にも該当します。」

「そこで、98年に『自治体NPO政策』という本を書き、そのルール化を提案しましたが、実際その後、多くの自治体で協働条例や協働指針が、（意識する、しないは別にして）公＝公共ルール、支配＝遵守という考え方でつくられ、制度設計されています。大勢は決まったと考えています。」

と、論点提供後、条例が自治体の間にひろがりつつあることを受けて、大勢は決まったという考えを示している。

松下は、公共は政府が独善的に決めるものでなく、NPOも公共の主体であり、それを規律するのは「公共のルールに従うこと」といった、政府以外の社会の公共倫理観に委ねる見解を述べている。これは横浜市民活動推進検討委員会の見解に近いと言える。

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の松原は、NPOに関連する地方自治体の条例には、(1)施行条例（NPO法により自治体に任された手続きを決めるもの）(2)理念条例（行政とNPOの関係の理想的な関係の在り方を明記したもの）(3)支援条例（行政が行う支援の内容を決めたもの）があると述べているが⁷、松下が89条に関連して述べているのは、(3)の支援条例にあたるだろう。実際に、NPOとの連携促進の効果を考えて、多くの県や市が条例を立案施行し続けている⁸。

6 政府のNGOへの支援

ここまでは、NPOを主に対象とした論点の整理だった。NPOの活動は、日本国内に集中しているため、県や市の条例の活用などで、行政府だけに依存しない市民社会に開かれたアカウンタビリティ、公開性を前提とした監視体制の確立といった議論が行われている。しかし、NGO、おもに国際協力を実施している市民団体の場合はどうだろうか。

日本政府がNGOと呼ばれる日本の民間の国際協力団体に、国際協力の目的で資金提供を本格的に始めたのは1989年のことである。この当時は、NPO法人の制度がまだ成立しておらず、NGOの中には一部財団法人、社団法人が存在していたが、ほとんどのNGOは任意団体であった。

1989年に開始されたNGOへの資金助成スキームは、「NGO事業補助金」「草の根・人間の安全保障無償資金協力⁹」の二つであり、その後日本NGO連携無償協力（2002年）、JICA（独立行政法人国際協力機構）による草の根技術協力事業（2002年）が開始されるなど、ODA資金によるNGO支援スキームは量的にも、内容的にも増大してきた。ここですべてを紹介できないが、主だった支援スキームの一覧が表1である。

表1からもわかるとおり、外務省とJICAのNGO支援策は、概算で120億円を上回っており、2009年に民主党政権になってからはNGO支援強化が打ち出され、その額は増加の傾向にある。資金援助の際の契約形態は、「贈与契約」「委託契約」「補助金」の3種類に分けられている。

「贈与契約」は、ODAの支援対象となる開発途上国政府に対して、無償援助を行う際に使われてきた契約制度で、日本政府が相手国政府から申請された事業の妥当性を

表1 日本の外務省・JICAによるおもなNGOの支援策

支援策名	実施母体	内容
日本NGO連携無償資金協力 20億8124万円(2009年度実績)(贈与契約)	外務省	開発途上国において日本のNGOが実施する草の根レベル事業に資金助成するもので、経済・社会開発協力事業支援、NGOパートナーシップ事業、NGO緊急人道支援、リサイクル物資輸送費支援、マイクロ・クレジット原資支援、対人地雷関係支援などがある。
NGO事業補助金 2554万円(2009年度実績) (補助金)	外務省	日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力事業を支援する。原則として総事業費の2分の1、1,000万円を上限とする。
NGO活動環境整備支援事業 1億3,500万円(2003年度実績) (委託契約)	外務省	日本のNGOのキャパシティビルディング(能力強化)につながる支援策。NGO相談員、分野別NGO研究会、NGOスタッフ海外派遣研修等の支援策などがある。
草の根技術協力事業 約11億円(2009年度予算) (委託契約)	JICA	JICAと日本のNGO、大学、地方自治体、公益法人などが、開発途上国の地域住民の向上させるために直接役立つ事業をJICAと共同で実施する。以下の3種類の制度がある。 地域提案型: 4500万円以下。自治体が対象。NGOとの連携も可。 草の根協力支援型: 1000万円以下。NGO、大学、公益法人が対象。 草の根パートナー型: 5000万円以下。NGO、大学、公益法人が対象。
草の根・人間の安全保障支援資金協力 89億581万円(2010年度実績) (贈与契約)	外務省	開発途上国の地方行政府、教育・医療機関、および途上国において活動している現地国のNGOなどが実施する比較的小規模なプロジェクトに対して、各国にある日本の大使館が窓口となって資金協力を行う。

* 上記の資料は、外務省・JICAウェブ、NGO外務省定期協議会配布資料等から筆者が作成。ただし、ここでは主なNGO支援事業のみを挙げており、すべての政府機関のNGO支援事業を網羅はしていない。数値も年度、実績、予算と入り混じっているのは、数値や合計額がすべて公表されていないためである。

チェックしたのち、ODAを贈与するものである。そのため、事業の責任主体とオーナーシップは常に相手国政府にある。こうした契約制度は主権をもった相手国政府と日本政府が「対等である」ことを保持するために適用されるもので、ODA事業特有のものであった。NGOに対する「贈与契約」は、この制度を適用したもので、事業の責任主体はNGO側に残る。

「委託契約」は、事業を実施する外務省、JICAに事業の責任主体があり、事業の実施のみをNGOに委託する契約のことである。この場合、これまで現地社会でNGOが実施してきた事業に、NGOが外務省・JICAの資金を受けることで、外務省・JICAが事業のオーナーになるといった、形式的にだが逆転現象が起こる矛盾をはらんでいる。ただし、外務省・JICAはNGOの自主性の高さとその重要性を理解し、NGO側からの申請内容を尊重し、それを微調整して承認することが多く、NGO補助金に近い実態となっていることを理解する必要がある。しかし、窓口担当者によっては、それらを理解しないまま外務省・JICAが「事業主」であることを強調し、NGOを下請け業者のように扱うケースがおりおり発生し、契約上の上下関係は潜在的に残されている。

「補助金」については、NGOの事業の公益性を認め、それを政府が資金的に補助するものである。事業の責任主体はNGO側にあり、ODA側は事業の妥当性を確認した上で、事業資金の半分を支援する。1989年当初に開始された制度であるが、補助金削減の圧力の中で増額が難しく、年々減額され続けてきている。そのため、NGOへの資金助成として拡大していくことは難しい状況にあると言われてい

る。

国内で活動を展開する行政府からNPOへの資金助成は、委託契約の形態のものが圧倒的に多い。しかし、NGOの資金助成のほとんどが「贈与契約」で提供されていることに特徴がある。ただ、草の根・人間の安全保障支援資金協力は、日本のNGOではなく開発途上国社会のNGOへの資金であるため、日本のNGOへの資金助成は、日本NGO連携無償資金協力和草の根技術協力事業が主力ということになる。

7 JICAと89条について

筆者は、これまでの経験から、ODA予算がNGOへ支出されるにあたって、89条との整合性の議論が盛んに行われたという記憶がなく、その後もこの議論は活発にされていなかったと思っている。

JICAは、独立行政法人として、ODAの執行機関として設立された組織である。海外技術協力事業団(1962年)と海外移住事業団(1963年)、青年海外協力隊(1965年)などの一連の国際協力機関が1974年に統合され、新たに設立された団体である。その後2003年10月に独立行政法人となり、2008年10月には国際協力銀行を統合し、再スタートしている。国際協力銀行の前身である、海外経済協力基金は1961年に組織されているので、JICAそのものは1961年からの組織的経緯を内包したことになる。

JICAのNGOへの本格的な資金助成は、2000年からスタートした開発パートナー事業からである。2002年に新

たにNGOへの資金助成のスキームとして草の根技術協力事業が開発され、現在に至っている。その後JICAは草の根技術協力事業を拡大し続け、開発パートナー事業は現在では募集されていない。

今回の研究のため、2010年9月27日にJICAの総務課担当者に、JICAのNGOへの資金助成と89条の関連についてヒヤリングを行った。

JICA担当者の見解では、JICAとNGOとの連携事業は独立行政法人国際協力機構法（以下JICA法）によって規定されており、補助金が供与できる事業は、過去の経緯もありJICA法第13条第5号の「移住者に対する援助」に限られており、第37条「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用」にこの事業の補助金使用が明記されているからとする。NGOとの連携事業は第13条4号の国民等の協力活動に明記されているものの、補助金が供与できることが明記されておらず、おのずと委託契約にならざるを得ないというJICA法の解釈に拠っており、89条議論の影響を強く受けているものではない、という見解であった。

日本NGO連携無償資金協力のように、「贈与契約」がJICAとして可能かどうかという問いに対しては、「JICAが開発途上国政府に対して実施する無償援助であればあり得るが、JICA法にはNGOとの連携でそういった契約形態は明記されていないため、あり得ない」という回答だった。NGOとの「委託契約」の責任主体はあくまでもJICAであるため、89条に抵触するような議論が起きにくいのは事実である。

8 今後研究の方向性

今回は十分時間がなかったため、「贈与契約」についてその詳しい解釈が調べられていない。NGOとの「贈与契約」は、NGO側の主体性を確保している点においては優れていると言える。しかし、片方で、どこまで「公の支配」があり、公金の濫用を防止するシステムの実態があるのかが、重要となってくる。

今後継続していく研究テーマとして、以下の4つをあげていきたい。

- (1) 行政府からNPO・NGOへの資金助成は「補助金」でなく「委託契約」とされるものが多いが、これらはどのような理由に基づくものなのか、また89条の影響をどのように受けているのか。
- (2) 補助金はNPO・NGOの自主性への介入を避けながらできる資金助成であるが、監督体制の見直し等で、制度として拡大できる見込みがあるか。
- (3) 「贈与契約」はODA運営で生まれた異例の契約形態とはいえ、NPO・NGOにとって主体性の確保とい

う点では利点があるものと思われる。89条からみて違憲性が問題にならないのか。

- (4) 「委託契約」「贈与契約」における、資金管理、指導のあり方、情報公開、第三者機関の関与などを比較し、公金濫用を防止するシステムがどのように確立しているのか。
- (5) 上記の研究をもとに、行政府のNPO・NGOへの資金助成における、未来像のあり方を提言する。

参考文献

- 芦部信喜、池田政章、杉原泰雄 1987『演習 憲法 [新演習法律学講座1]』青林書院
 荒井英治郎 2007「憲法第89条をめぐる政府解釈と私学助成」教育行政学論叢第26号
 伊藤正巳 1995『憲法[第3版]』弘文堂
 亀田徹 2009「フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第89条の改正試案～」PHP Policy Review
 社会福祉法人の在り方研究会 2007「社会福祉法人の在り方研究会報告書」社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
 統治機構のあり方に関する調査小委員会 2003「『財政（特に、会計検査制度と国会との関係（両院制を含む）を中心として）』に関する基礎的資料」衆議院憲法調査会事務局
 樋口陽一 1998『憲法 I』青林書院
 松下啓一 1998「NPOに対する公的助成と憲法89条」『都市問題』第89巻 第6号 東京市政調査会
 山田邦夫 2004「財政制度の論点」『シリーズ憲法の論点④』国立国会図書館調査及び立法考査局
 横浜市市民活動推進検討委員会 2000『横浜市市民活動推進検討委員会報告書』横浜市

¹NPOとはNPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて法人を取得した団体という意味と、法人の取得の有無にこだわらず主に日本国内でボランティアで非営利な展開している組織という意味の両方をもつ言葉として使われる傾向がある。ここでは後者を意味して使用する。また、NGOは開発途上国の現場で、活動するボランティアで非営利な活動をしている日本の組織を意味している。

²もちろん、これらを一緒に総体として考えるという主張もあるが、この研究報告では、これまでの議論の実態にあわせて二つに分けて考えることを前提とした。

³熊沢由美 2007「社会福祉事業法の制定と社会福祉法人制度の創設」『社会福祉法人の在り方研究会報告書』社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会福祉法人の在り方研究会、6p

⁴千葉地裁 昭和61年5月28日判時1216号57p

⁵1971年3月3日 65回 参・予算 高辻正巳内閣法制局長官の答弁。

⁶洋々亭のホームページ 2010年10月<http://www.hi-ho.ne.jp/cgi-bin/user/tomita/yybbs.html.cgi?mode=find&cond=AND&view=50&word=89%8F%FO>

⁷NPO法人シーズ・市民活動を支える制度を作る会 NPO WEB 2010年10月<http://www.npoweb.jp/modules/news1/article.php?storyid=761>

⁸筆者が知るものだけでも、高知県（1999年）、仙台市（1999年）、箕面市（1999年）、横浜市（2000年）、北海道（2001年）、平塚市、大和市（2002年）、鯖江市（2003年）、藤沢市（2005年）、神奈川県（2010年）と多く、これらは今も増え続けている。

⁹設立当初は、「小規模無償資金協力」という名称であったが、1995年に「草の根無償資金協力」に名称が変更され、2003年に人間の安全保障を強く打ち出すために現在の名称に再変更された。

